

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



一年生になったら、 いっしょうけんめい勉強します。 かいえんしき 西郷小学校・開莚式

1月12日(水) 西郷小学校で、開校以来永々と受け継がれてきた伝統行事『開莚式』が今年4月に入学を予定している子どもたちと保護者を招いて開催されました。

式では、お祝いの言葉、紅白まんじゅうの授与や在校生によるお祝いの歌などが行われました。

子どもたちは、みんなそろって「一年生になったら、いっしょうけんめい勉強します。」と大きな声であいさつしました。

開莚式の由来

江戸時代の末期、八屋の極楽寺に西郷地区の寺子屋があり、毎年手習いに新しく入った子どもが、莚(むしろ)に座ってあいさつをし、入学を祝っていたことから名付けられたということです。

この行事は、学制発布の明治5(1872)年以後、現在の西郷小学校に引き継がれている由緒あるもので、全国でも珍しい学校行事の一つです。

主な内容

倉吉市・関金町合同成人式.....	2
所得税の確定申告・市県民税の申告.....	3
交通災害共済.....	4
第49回倉吉文芸/鳥インフルエンザ予防.....	5
遙かな町へ/部落解放シリーズ.....	6
インフォメーション.....	7~10
どうぞ・どうぞ/きてみてね/地区の話題.....	11
健康ファイル.....	12

2005 2・1

倉吉市・関金町合同成人式

1月10日（月）、倉吉未来中心大ホールにて、倉吉市・関金町合同成人式が開催されました。

倉吉市は、これまで夏に開催していましたが、合併を前に、関金町と合同で成人の日に行いました。

この日成人を迎えた該当者は、倉吉市が651人、関金町が81人の総勢732人で、式にはそのうち465人の参加がありました。

新成人を代表して、井上明奈さん（倉吉市鋤）が「小学・中学・高校と、すばらしい先生方と出会い、現在そのあこがれを抱いた教員を目指してがんばっています。」と将来の抱負を語りました。



式典には、鳥取県警察音楽隊のみなさんが、ジュピターから始まり、マツケンサンバ、昨年のアテネオリンピックキャンペーンソングの『栄光の架橋』で華を添えていただきました。

所得税の確定申告・市県民税の申告

2/16 ~ 3/15

事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも、所得税の確定申告、あるいは市県民税の申告をしなければならない人は、早めに申告をしましょう。郵便でも受け付けていますので申告書は自分で書いて、郵送により提出しましょう。

市県民税の申告が必要ない人

下の表の から のいずれかに該当する人は市県民税の申告は必要ありません。

	所得税の確定申告書を提出される人。
	給与所得だけで、各事業所から給与支払報告書が提出されている人。
公的年金だけで	65歳以上（昭和15年1月1日以前生まれ）の場合は、公的年金収入が2,666,667円以下の人。
	65歳未満（昭和15年1月2日以降生まれ）の場合は、公的年金収入が1,030,000円以下の人。

社会保険事務所からのお知らせ

国民年金保険料の納付額について

平成16年1月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納められた人に『国民年金保険料の納付額のお知らせ』が社会保険庁から発送されます。

平成17年2月15日から25日までの間に発送されますので、確定申告等にご利用ください。

源泉徴収票の再交付は電話でも受け付けます

平成16年中に老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金を受けとられた皆様に『平成16年分公的年金等の源泉徴収票』が社会保険業務センターから1月中に送付されています。

万が一、未着あるいは紛失された場合は再交付ができます。再交付の専用電話を設置していますので、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご確認の上、下記専用電話におかけください。

源泉徴収票再交付専用電話 ☎03-3333-8800

受付期限：3月15日（火）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

お急ぎの時には、社会保険事務所でも受け付けますのでご利用ください。社会保険事務所です手続きの際は、年金証書と印鑑をご用意ください。

問い合わせ先：鳥取社会保険事務局倉吉事務所（☎26-5311）
市役所市民課市民年金係（☎22-8155）

農業を営んでいる人

従来、農業所得の計算は、水稻農家の多くの方が、農業所得標準（目安）に基づいて計算されていましたが、平成16年分から水稻農家の皆さんも事業をされている人と同様に「収入金額」から「必要経費」を差し引いて所得計算をする『収支計算』により、申告していただくことになりました。

正しい所得金額の計算や申告書の書き方などについての相談を下の表の日程で予定していますので、ぜひお越しください。

当日持参していただくもの： 申告書が送られてきた人は申告書 給与・年金の源泉徴収票 収入、仕入、経費のわかるもので集計済みのもの（月別、集計分の経済貯金明細書等） 生命保険料、損害保険料等の証明書など支払金額がわかるもの 配偶者特別控除を受けられる人は、配偶者の所得（収入）がわかるもの（源泉徴収票、支払明細書等） 印鑑

申告相談日程表

地区	月日	時間	場所
上北条・上井	2月22日（火）・23日（水）	午前8時30分 ～午後5時	市役所 税務課
西郷・上灘	2月24日（木）・25日（金）		
灘手・成徳	2月28日（月）・3月1日（火）		
明倫・社	3月 2日（水）・ 3日（木）		
高城	3月 4日（金）・ 7日（月）		
北谷	3月 8日（火）・ 9日（水）		
小鴨	3月10日（木）・11日（金）		
上小鴨	3月14日（月）・15日（火）		

インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁のホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」では、画面に基づいて収入金額などの項目を入力することにより申告書を作成することができます。作成した申告書はカラープリンターで印刷して、送付又は窓口にそのまま提出できます。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.hiroshima.nta.go.jp>

問い合わせ先：倉吉税務署（☎26-2721）
市役所税務課（☎22-8114）